

条 例

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項第四号中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。